第30回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場 生活環境影響調査評価委員会 議事録

- 司会 本日は、御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。 御案内の時間となりましたので、若干早いですが、これより第30回村田町竹の内地区産 業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開会いたします。
- 司会 開会に当たりまして、環境生活部長の大森より御挨拶申し上げます。
- 大森部長 皆さん,こんにちは。委員の皆様には大変お忙しい中,ちょうど30回目となりますこの評価委員会に御出席を賜りまして,改めまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

年も明けまして、あっという間に1月も末日ということになりました。委員の皆様には大変お世話になっておりますけれども、今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和元年度上半期に実施いたしました大気環境や浸透水の水質等に関するモニタリング結果を生活環境影響調査報告書(案)として取りまとめましたので、諮問をさせていただきます。

また、竹の内産廃処分場隣接地に残置されております焼却施設等の解体工事につきまして、 昨年9月に着手したところでございますけれども、10月の台風第19号による大雨の浸水 被害の影響で全体的に工事の進捗に遅れが生じているものの、解体に先立つ焼却施設の付着 物除去工事の着手までこぎつけ、1月16日に関係者に対して現場見学会を実施したところ でございます。

今回,本工事の進捗状況や処分場における台風第19号被害などについても御報告をさせていただきます。

委員の皆様には、御専門の知見などを踏まえまして御審議を賜りますとともに、報告事項などにつきましても忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 司会 本日の出席者につきましては、次第裏面の名簿に記載しておりましたので、御覧いただければと思います。なお、細見副委員長と井上委員からは御欠席の御連絡をいただいております。

本日は、10人の委員のうち8人の御出席をいただいております。村田町竹の内地区産業 廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会条例第4条第2項では、会議の成立要件を委 員の半数以上の出席としておりますことから、本日の会議は有効に成立していることを御報 告させていただきます。

続きまして,配布資料の御確認をさせていただければと思います。お願いいたします。 まず,次第でございます。今申し上げました次第でございまして,裏面に出席者名簿がご ざいます。A4判1枚物でございます。それから座席表,同じくA4判1枚でございます。それから,村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査報告書(案)についてとして,諮問書の写しをA4判1枚のものをお配りしてございます。その後ろに資料1といたしまして,右上に資料1とございますが,生活環境影響調査報告書(案)でございます。A4判の冊子になっているものでございます。それから,同じく右上に資料2とございます。今度は大きさがA3判となっております冊子でございます。生活環境影響調査報告書概要版(案)でございます。資料3,環境モニタリングの結果及び令和元年度上半期の状況一覧表ということで,A3判の1枚物でございます。次に,右上,資料4とございますが,竹の内産廃処分場隣接焼却施設等解体工事の進捗状況についてということで,A3判の1枚物でございます。その後ろに資料5,右上に資料5とございますが,竹の内産廃処分場獣害防止柵設置工事の概要についてということで,A4判1枚でございます。最後になりますが,右上に資料6と記してございますが,竹の内産廃処分場における令和元年台風第19号被害についてというA3判のワンペーパーでございます。

以上でございますが、配布漏れとか印字、印刷の不備などがございましたら、お申し出い ただければと思います。よろしいでしょうか。もし途中で何か不備にお気づきでしたら、お 教えいただければと思います。

それでは、評価委員会条例第4条第1項の規定により、ここからは委員長に議長をお務めいただきたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○ 須藤委員長 かしこまりました。本会は開始してから30回という記念すべき委員会のようでございますが、大変お忙しい中、御多忙の中をお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

先ほど大森部長からお話がございましたように、本日は令和元年度上半期の生活環境影響調査報告書について諮問されております。委員の先生方の御意見を伺いまして、できれば本日答申をさせていただければと思います。これが本日の重要な審議事項でございます。

それから、報告事項として、先ほどお話がございましたように、焼却施設の解体工事、それから思いも寄らず、我がほうの施設についても台風第19号の被害を受けて、それなりの問題も生じておりますので、この辺についての御議論もいただきたいということで、事務局から報告をさせたいと思っております。

それでは、議事進行について、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、最初の議題は審議事項でございまして、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査報告書(案)ということで、これは先ほど申し上げましたように、できれば御報告をいただいた後、議論した末、答申をさせていただきたいと思います。

では、事務局から御説明をどうぞ。お掛けになったほうがいいですよ。

○ 柳澤室長 竹の内産廃処分場対策室長の柳澤でございます。恐れ入りますが、着座にて御

説明申し上げます。

資料でございますが、右肩に資料1、資料2、資料3とございます。説明につきましては、 資料2、資料3を用いて御説明させていただきますけれども、随時、資料名を御紹介してい きながら説明を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年度上半期に実施いたしました調査結果に係る村田町竹の内地区産業廃 棄物最終処分場生活環境影響調査報告書(案)について御説明申し上げます。

資料は、右上に資料2と記載しておりますA3判の冊子版になっております、報告書概要版(案)を御覧願います。

1ページ目をお開きください。左側,上ですけれども,1生活環境影響調査の概要でございます。今回のモニタリング調査の評価対象期間は,平成31年4月から令和元年9月までの半年間となります。これまでと同様に,右側の表1-1にモニタリング実績を掲載しております。対象期間内に調査を行った項目につきましては,黒の丸で表記しているところになります。

2ページでございますが、こちらのほうには現在のモニタリング計画を一覧表にしておりますので、御参考にお願いいたします。

続いて、A3判1枚物の資料3と右側に書いている資料を御覧いただきたいと思います。 ちょっと行ったり来たりして申しわけございません。

資料3でございます、表題が「環境モニタリングの結果及び令和元年度上半期の状況一覧表」となります。モニタリング計画に沿いながら、調査目的、調査名、調査項目などについて、これまでのモニタリング結果と、青い線で囲ってございますが、今回の評価対象期間のモニタリング結果が一目でわかるように取りまとめた一覧表となります。モニタリング結果の概要につきましては、主にこの一覧表に記載の項目順に、この資料3と先ほどの資料2の概要版を用いながら順次説明を行ってまいります。

それでは、資料2の概要版3ページでございます。まず初めに、2.1生活環境保全上の支障の有無の把握に関する環境モニタリングのうち、資料一番上の大気環境調査についてでございます。資料3、A3判の1枚物でございますけれども、こちらのほうでは一番上の調査項目となりますので、あわせて御覧ください。

処分場の中央部と、対照地点として村田町役場の2地点で調査を実施しております。大気環境調査につきましては、これまでと状況は変わらず、環境基準が定めている4物質、指針値が定めている6物質で基準値などに適合しており、調査項目の13項目の全てで処分場の中と対照地点では同程度の濃度であり、処分場の発生ガスによる周辺への影響はほとんどないものと考えられます。

次に、硫化水素連続調査です。概要版の5ページをお開きください。

2. 2硫化水素連続調査でございます。処分場の敷地境界と村田第二中学校の2地点で硫

化水素の連続測定をしてございます。平成20年12月以降は、管理目標値としております 0.02ppmを超える濃度が検知されることはなく、今回の調査期間でも同様に0.02ppmを超えるような濃度は測定されませんでした。

概要版6ページでございます。こちらは放流水及び河川水水質調査でございます。処分場の放流水の水質を管理型最終処分場に定められた放流水基準を準用して比較いたしますと、 全ての項目で適合となりました。

また、放流先となる荒川の水質については、令和元年5月及び8月の2回調査を行っておりますが、いずれの結果も、放流水を含む水が荒川に合流する地点の上流側と下流側とで同程度のものとなっており、最終処分場からの放流水によって荒川の水質に及ぼす影響は概ねないものと考えられます。

次に、もう一度、A3判の資料を御覧ください。調査目的の中段になります。左側のほうに調査目的がありますが、中ほどになりますけれども、2.2浸透水等の地下水の拡散又はそのおそれの把握についてです。

処分場内の浸透水水質調査と処分場周辺の地下水水質調査でございますが、概要版のほうは7ページになり、調査地点数は処分場内の浸透水が11地点、処分場周辺の地下水が10地点となります。

概要版8ページの表を御覧ください。大変字が小さくて恐縮ですが、8ページ上段の表2-2、令和元年度上半期の処分場内浸透水の各地点での調査結果となってございますが、下段の表2-3が平成30年度下半期までの処分場内浸透水の各地点における調査結果の最小値、最大値と基準適合状況でございます。超過回数の欄には、分母にモニタリングの調査回数、分子にそのうちの基準等超過回数を記載してございます。

9ページをお開きください。こちらのほうには表2-4及び表2-5,処分場周辺地下水の状況を8ページと同様に一覧に示しておりますので,御参照願います。

まず、処分場内の浸透水水質調査でございます、概要版の7ページの左側の中段になりますが、(1) 処分場内の浸透水及び8ページの表2-2となります。また、1 枚物の資料3の中段の調査名、左側から2つ目の囲いになりますけれども、「浸透水水質調査」もあわせて御覧いただきます。

令和元年度上半期の処分場内の浸透水水質調査結果につきましては、幾つかの地点で砒素、 1,4-ジオキサン及びBODが地下水等検査項目基準を超過し、また、ほう素及びふっ素 の項目が準用する環境基準を超過いたしました。これらの測定値は変動は見られるものの、 これまでの測定範囲内の値であり、上昇傾向は見られておりません。また、ダイオキシン類 については、全ての地点で検出されたものの、指標とする環境基準値を超過している地点は ございませんでした。

概要版7ページですが、次に処分場周辺の地下水水質調査でございます。中央の(2)処

分場周辺の地下水の部分と、9ページの表2-4となります。1枚物の資料3については、 中段の調査名のところの「地下水水質調査」、こちらが該当いたしますので御覧願います。

令和元年度上期の処分場周辺の地下水水質調査の状況につきましては、全ての地点において地下水等検査項目基準及び地下水環境基準に適合してございました。また、ダイオキシン類につきましては、全ての地点で検出されましたが、指標とする環境基準を超過している地点はございませんでした。

概要版の13ページを御覧ください。こちらは、図2-44でございますが、処分場内の 浸透水におけるダイオキシン類の同族体組成割合の調査結果を示したものでございます。環 境基準値を超過してはおりませんでしたが、11地点全てでダイオキシン類が検出されてお り、そのうち右上にございます、右上の囲みになりますけれども、H26-3aとH26-3bの2地点のみが農薬由来のみのダイオキシン類のパターンを示し、ほかの9地点では焼 却由来もしくは農薬由来と焼却由来の両方のダイオキシン類のパターンが検出されました。

開いていただきまして、概要版の14ページでございます。図2-45は、処分場周辺地下水におけるダイオキシン類の同族体組成割合の調査結果を示しております。こちらも環境基準を超過してはおりませんでしたが、10地点全てでダイオキシン類が検出されており、全ての地点で農薬由来のパターンを示しておりました。なお、14ページには平成28年度に実施しました周辺土壌中のダイオキシン類の組成割合調査結果をピンク色の棒グラフで掲載してございます。御参照までお願いいたします。

もう一度、1 枚物の資料 3 にお戻りいただきます。 3 段目の囲みになりますけれども、調査目的の 3 つ目、処分場の状況の把握についてです。概要版では 1 5 ページをお開きください。

毎月,17地点の観測井戸で処分場内の発生ガス等の調査を、そのうち13地点の観測井戸で浸透水の簡易な水質調査を実施してございます。また、発生ガス等の調査と同時に、8地点で下流地下水状況調査を,1地点で放流水状況調査を実施しております。

発生ガスにつきましては、1分間に0.01L未満から1.4Lの範囲でガスが発生しており、測定している17地点のうち11地点で定量下限値である1分間に0.01L未満で推移しており、ガスの発生は少ないものと考えられます。浸透水については、硫酸イオン濃度、塩化物イオン濃度、電気伝導率に、ほかの調査地点と比べて高い値の地点や変動のある地点がありましたが、発生ガス、浸透水、下流地下水及び放流水の各項目とも、概ねこれまでの変動の範囲内で推移しております。

なお、概要版の15ページの表2-6、真ん中から右側にかけて表がありますが、調査項目ごとにそれぞれの調査期間における測定結果の最小値と最大値が確認できるよう掲載してみました。また、開いていただいて16ページから17ページにかけまして、その変化をグラフ化しておりますので、御参考に御覧願います。

概要版18ページを御覧ください。地中温度調査についてでございます。真ん中から右にかけて中段に表2-7及び表2-8がございますが、地中温度の評価対象地点が明確になるよう、測定結果の表の記載を修正してございます。測定結果として評価しない空気層の部分は水色として、数値は緑色で示し、同じく評価しない水面下であっても管頭下5メートルに達していない地点の温度表示も緑色で示しております。

令和元年8月調査時では、埋め立てを早く始めた旧工区のH16-10と後から埋め立てられた新工区のH16-302カ所が2番目に地中温度の高い地点となりました。新工区側での微生物による廃棄物の分解が進み、埋め立てが早く行われた旧工区側との温度差が小さくなってきていると考えられます。

地中温度の推移を見ますと、地中温度は緩やかに低下していると考えられますが、依然として埋立区域外の地中温度よりも10.6 Cほど高温である地点があることから、まだ微生物による廃棄物の分解反応が継続していると考えられます。

概要版19ページを御覧ください。地下水調査でございます。

今回の評価期間である平成31年4月から令和元年9月までの半年間を含む、平成30年9月から令和元年9月までの1年間の平均年間降雨量は約819mmで、過去5年間の平均年間降雨量約1、200mmに比べて少ない状況でございました。前回、御助言をいただきましたので、年間降雨量に関するデータを今回資料として掲載しておりますけれども、詳細版の資料1のほうでございますけれども、資料1、厚い冊子のほうになりますが、103ページにこれまでの年間降雨量一覧ということで資料を掲載いたしました。

もう一度概要版 1.9ページにお戻りください。 1.9ページ右側に表 2-9 ,それぞれの調査期間における各観測井戸の最高水位と最低水位及びその変動幅を記載しておりますが,地下水位は変動幅に顕著な変化はございませんでした。

なお、前回、御助言をいただいておりましたので、表 2-9 には地盤標高を新たに追加してございます。また、概要版には掲載しておりませんが、詳細版の 7.8 ページ、資料 1.0 7.8 ページ、こちらのほうに水位標高ということで図 4-7 を、下の表になりますけれども、図 4-7、浸透水・下流地下水・放流水水質測定結果図についても、以前は地盤標高で表記しておりましたが、今回、水位標高で表記しておりますことを補足いたします。

もう一度概要版の20ページにお戻り願います。こちらは、同時刻の地下水位の水位標高

をつなぎ、上流側から下流側への水位標高の変化を示した図となります。

左側の図2-58を御覧ください。水位標高の差をわかりやすくするため、標高差を強調し、渇水期の状況を青の線で、出水期の状況を緑と紫の線で示しております。同時刻の標高水位をつなぎますと、概ね上流側の水位が高く下流側が低いことから、上流側から下流側へ少しずつ流下しているものと考えられます。

同じ資料21ページから23ページの図につきましては、地下水位の経時的な変化を示した図でございます。上流側から下流側までの水位状況を比較できるように、21ページには北側側線の7地点、22ページには南側測点の7地点、23ページにはその他10地点の水位変動を示したグラフを掲載してございます。

24ページを御覧ください。多機能性覆土状況調査及び地表ガス調査でございます。

令和元年6月に多機能性覆土施工箇所13地点と比較対照地点13地点で調査を行いました。また、平成22年度表層ガス調査において比較的硫化水素濃度の高かった2カ所5地点を選定し、地表からのガスの放散状況を調査しました。多機能性覆土状況調査及び地表ガス調査の全ての地点で、硫化水素濃度は定量下限値の0.1ppm未満でございました。これらの調査結果から、最終処分場から大気中への硫化水素の拡散は認められないと考えております。

続いて、バイオモニタリングでございますが、概要版24ページの真ん中になります。

令和元年5月と8月に荒川への合流地点の上流側と下流側の河川水を採取し、アカヒレによるAOD試験を行いました。本調査の結果、AOD値は上流側及び下流側で520~790%となり400%を超えておりましたので、魚類の生息に支障がない、つまり生態系に影響を及ぼさないと考えられる結果でございました。

以上が調査結果の概要となります。

これらを踏まえて、概要版25ページでございます、2.4環境モニタリングの評価(総括)を記載しております。こちらを読み上げさせていただきます。

処分場敷地境界における硫化水素,有害物質の拡散による大気汚染は認められなかった。 さらに,処分場からの放流水の影響による放流先である公共用水域の水質調査及びバイオモニタリング試験の結果でも問題がなかったことから,処分場からの放流水による周辺環境への影響は概ねないものと考えられる。また,処分場下流側地下水の水質は法令に規定される規制基準等を満たしており,場内浸透水が周辺地下水へ及ぼしている影響は極めて少ないと考えられる。

よって、本調査期間においては、処分場から発生するガス及び処分場の浸透水等に起因する周辺生活環境への影響は概ねないものと考えられる。

また,処分場の環境モニタリングの結果から,課題として次の2点を挙げさせていただい ております。 1つ目でございますけれども、処分場内(埋立区域内)の観測井戸の地中温度は、周辺のLoc. 1 a と比較して前年度の同期間よりも差が縮小していることや、埋立区域内のほとんどの観測井戸では横ばいか低下傾向を示すが、一部観測井戸ではガス発生量、硫化水素濃度、メタン濃度等に変動が認められることから、廃棄物埋立区域内では、微生物による廃棄物の分解反応が継続しているものと考えられます。また、処分場内(埋立区域内)の浸透水では、砒素、1、4 - ジオキサン、BODが廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準を超える地点、ほう素及びふっ素が地下水環境基準を超える地点があることなどから、処分場内はまだ安定した状況には至っていないと考えられる点でございます。

なお、地下水等検査項目基準を超過している砒素や地下水環境基準を超過しているほう素、 ふっ素については、自然由来である可能性も視野に入れながら、廃止に向けたデータの集積 と解析を進めていくような検討をしていきたいと考えております。

2つ目には、周辺地下水では、全ての地点で地下水等検査項目基準及び地下水環境基準に 適合していたが、処分場内の浸透水では、地下水等検査項目基準を超過している項目(砒素、 1、4 - ジオキサン、BOD)や地下水環境基準を超過している項目(ほう素、ふっ素)が ある。これらによる周辺地下水における値の上昇傾向は現状では認められないものの、今後 も状況の変化を見ていくために継続して調査を行っていく必要があると考えられる点でござ います。

以上の2点を課題に挙げ、本最終処分場はまだ廃止できる状態にはないと判断いたしました。

まとめとしまして、このようなことから、引き続きモニタリングを継続し、処分場の状況を把握し、周辺環境への影響を考慮しながら、生活環境の保全につながるよう、適切な対応を図っていく必要がある。また、処分場の安定化に向け、必要なデータの集積と解析を進め、当該処分場が廃止に至るまで、適切な維持管理を継続する必要があるといたしました。

以上で村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査報告書(案)についての 説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○ 須藤委員長 どうも、御丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、これは最終的には議論した末、答申をしたいと思いますが、それまでに一通り 委員の先生方から御意見を伺いたいと思います。前回と同じように半分ずつやりたいと思い ますので、先生方の御意見をこちらから先に伺って、それにお答えいただいて、その後また こちらから順番にいただいて、佐藤委員のところでおしまいにします。それで先生方の御質 問を順番に受けて、それにお答えいただいたら、答申していいかどうかを御議論いただきた いと思います。

では、稲森先生からどうぞ。どこからでも結構ですよ。

○ 稲森委員 資料の3でまとまっていますから、教えてほしいことと、あとコメントという

ことで、教えてほしいことがあります。調査目的の横が調査名になっていますね。大気環境調査、硫化水素連続調査、放流水調査、河川調査、浸透水水質調査、地下水調査、発生ガス等とありますけれども、この位置関係で、地下水の水質調査と浸透水の水質調査と、一番大事なのは河川水の水質調査で、先ほどバイオモニタリングの結果で問題ありませんでしたという話がありましたが、本来、そういったバイオモニタリングの放流水ですが、環境への影響が認められなければ、概ねいい方向に進んでいるといえます。そこで、この浸透水の水質調査と地下水の水質調査と河川水及び放流水の水質調査の位置関係をもう1回教えていただけますか。

- 須藤委員長 今のお答えいただける。これは全部終わってからと思ったんだけれども、ど うぞ。こういう具体的な質問は今答えたほうがいい。
- 柳澤室長 技術補佐の建入のほうから御説明いたします。
- 建入技術補佐 建入でございます。私のほうからお答えをさせていただきます。 詳細は資料の1となります。詳細版の4ページをお開きください。

4ページの図IIの中に「放流水及び河川水の水質調査,バイオモニタリング地点図」というのがございまして、ちょっと見づらいんですが、図IIの左肩のところにございます、黒で四角く点を打っております荒川の上流と荒川の下流のほうで、こちらが河川水の採取場所でございます。それから放流水の地点は、これはちょっと見づらいんですが、最終処分場のほうのですね。前回の評価委員会のときにお話を差し上げたんですが、放流水の放流場所が変わっていますということで、この図を直すのを失念しておりましたが、実は、三角のところが放流水として図IIに記載してございますけれども、今は、東日本大震災の関係でそこで取れなくなりましたので、前回の29回のときに御説明しましたが、今、加藤が指し示している場所から三段池を経て放流される地点が採水地点となっております。ただ、同じ側溝に流れていく上流側ということで、より三段池を経て出た直後というところでありまして、図のほうに記載してございます放流水の三角の地点は、さらにそこを流れていった位置で以前の採取地点でした。

- 稲森委員 結果的に、荒川上流・下流・合流地点と、ここのところに側溝から流れて合流 することになるという意味でいいですね。
- 建入技術補佐 はい,そうです。
- 稲森委員 了解しました。
- 須藤委員長 それでいい。もう一つあったね。
- 稲森委員 コメントしたかといいますと、全体のことを分かり易く説明した方が分かり易いかと思ったからです。

まず、この資料3の一番上の項目の2.1のところで、一応基準超過項目で、平成30年度下半期、そして元年度上半期というのを見ていきますと、上から順番にずっと見ていくと、

令和元年度のところで見ると全部オーケーですよね。問題ないということになっちゃいますよね。超過なし、超過なし、超過なしとなっているんだから。それと、その次のほうの2.2ですね。それで地下水のほうの水質調査を見てきますと、ダイオキシン類は令和元年、これは超過なしとすると、これはもう全部満足されたかなという位置づけかなと思ったわけですね。それと浸透水の水質調査のほうは、まだ黄色枠が令和元年度のところも残っているのは、まだこれは達成されていない。当たり前のことですけれども、鉛とかトリクロロエチレンとかベンゼンとか塩化ビニルモノマーは、もうオーケーになっていますねというようなことです。あと地下水調査を見ていただくと全部オーケーですねというふうになりまして、浸透水は当然地下水とかいろいろ混ざっていくわけなんですけれども、実は、この最終目標としまして、全部基準が満足できるようにというのが最終目標だと思うんですけれども、砒素とか1、4ージオキサンとかですね、BODは時間が経っていけば分解されるから下がるというのは当然なんですけれども、こういった有害物質みたいなのが本当に時間が経って下がるのかどうかというのは非常にはてなマークがつくものですから、目標設定のところでどうなればオーケーというような判断基準を一応持っておいたほうが良いのではないでしょうか。

- 須藤委員長 それを環境基準などにしているんじゃないですか、基準で。
- 稲森委員 例えば、浸透水の水質調査、地下水の検査項目の基準を満足できるかどうかを見ていますね。だけど、結果的には自然環境に流れて、合流地点のところが問題なければ本来問題ないはずですね。このようなところの、何といったらいいかな、評価判断基準というのはある程度記載されておいたほうがよろしいと思います。いつも同じようなデータを見続けているものですから、そういったところがあると相手方も安心するだろうと思います。そういう観点からも項目に対して分かり易くまとめられるといいなというふうに思いました。それと、先ほど降雨量の話で、平成26年が1、204(mm)、27年が1、265(mm)、28年が1、227(mm)、29年が1、431(mm)、そして次905(mm)ということでした。そして令和元年はまた減っているかどうかわからないのですけれども、こういった降雨量との関係というのは当然、希釈効果とかというのも出てくるはずですから、それもパターンに入れて解析評価されるといいなと思いました。というのはどういう意味かといいますと、雨が多ければ薄まっているからもちろん低いだろうなと、雨が少なければ濃くなっているのではなかというようなところの傾向も見られるのではと思いましたから、一応全体コメントしました。
- 須藤委員長 ありがとうございました。続いて岡田先生。答えは後で全部まとめてお願い します。どうぞ、続いて岡田先生お願いします。
- 岡田委員 まず、今まで気がつかなかったんですけれども、例えば資料2の16ページとか、それから本文の75ページから76ページのところで横軸なんです。これは資料2の

16ページを見ていただければいいんですが、大きな間違いですよね。これ、(概要版) 図 22-47, 48, 49なんていうのがあって横軸がですね、よく考えてみるとこれは平成 13年でその次は平成14年なんですね。それ順番になって最後が30年度に行くようになるんですよね。これ、今まで気がつかなかったんですが、直していただきたいと思います。 当然ですが。それは資料のほうも。

- 須藤委員長 意味わかっていますね。
- 岡田委員 多分,今までは全てこれで出てきた感じなんですけれども。

それで、例えば16ページのところを見てみますと、メタンのところを見ていると、高いのがH16-13とかNo.3bですよね。このあたりのところを見てみますと、どうもやはりその地点地点でですね、今は全体の傾向を見ているんですが、その地点地点で、それはBODもほかのものも高いんですね、ここのところは。ですから地点で評価するという、そういうところもちょっと手法を考えたほうがいいのかなと思うんですが。基本的には各々で評価してずっとこれはやられているんですが、そうすると、私なら私がそのページの中からH16を引っ張り出して、それで頭の中で各物質を横に並べて評価するというやり方をしなければいけないんですけれども、何かやはりこういう形で特定し、H16とかNo.3bとかいう、こういうガスのほうも落ちないし有機物も落ちないし、それから温度もなかなか落ちない。そうすると、やはりその場所場所で引っ張り出して評価するというやり方もあるのかなと思うんですが。そうすると、以前、悪臭物質の問題で、ずっと経時的に変化していきまして、どんどん変化していくんですが、それを対数でずっと評価してみますと、ある程度、いつごろで例えば硫化水素がどのぐらいでどんどん落ちてくると、そういうのが推定できたんですけれども、何かそういうのをこちらのところでも水のほうもやってみたらどうかと思うんです。

それで問題は、多分、今だとあと5年10年しないと廃止の条件に到達できないんじゃないかと思うんですよね。そうするとやはり全体のことを考えて、もう5年後には到達しなければ何か対応しなければいけないと。例えば、以前、藤巻先生からお話あったように、ある一部について水を処理するとか対応するとか。

- 須藤委員長 部分的にということね。
- 岡田委員 部分的にですね。何かそういうようなことをしないと最終的な目標に達しなくて、廃止にならないんじゃないかと思ったりするんですけれども。何かそういうことも考えますと、やはり場所場所で評価するというですね、そういうところをして、じゃあどうするのかということですね、あと 2、3年で、例えばBODなら20(mg/L)に到達しますよというのがあれば、推定できれば、このままでずっとモニタリングを続ければよろしいんですけれども、やはりあと10年20年かかるというのなら少し。それもよろしいですけれども、何かそのあたりのところを考えるために、地点地点の濃度が高いところ、ガス、それからい

ろんなものが高いところをピックアップして評価するという、そういうことも考えたらいか がかなと思っております。

- 須藤委員長 ありがとうございました。それでは、お答えはまたまとめてね。では、風間 先生どうぞ。
- 風間委員 まず、報告書は降雨量と標高について今回直していただきましてわかりやすく なったと思います。資料3が総括表になりますが、赤字で書いてあるところがだんだんに地 点数が減っています。これについては、測ったところが何点のうちの幾つかという割合を示 していただかないと、だめかと思います。
- 須藤委員長 割合ね。
- 風間委員 それからもう一つは、重金属とかダイオキシン類なんかは廃棄物由来でない可能性があるということを書いてあります。また、単純に赤字で超過しているということも示されていますが、廃棄物層に由来していない可能性のある超過の部分は、できれば区別してわかるような形に記載していただければと思いました。

それから、岡田先生もおっしゃったように、場所ごとに達成状況が違っていますので、ある部分はかなり基準を達成されていて、ある部分はまだ全然だめというのは、地図上に出てくるとよいかと思います。単純に資料2の26ページに廃止基準に適合しているかいないかという○、×、△で書いてありますが、長年計測していますので、改善の時空間がうまくわかるような書き方、まとめ方にする時期かなと思いました。

○ 須藤委員長 ありがとうございました。

じゃあ、半分まで来ましたので、先ほど稲森先生のほうからちょっと答えていただいているんだけれども、その3人の先生方の分をまずお答えいただいて次に移りますので、どうぞ。

○ 建入技術補佐 私のほうからお答えさせていただきます。放流水と浸透水の調査結果に関しまして御覧になっていただき、御助言をいただきましたけれども、超過している部分、浸透水の水質検査では、処分場内でまだ何地点か超過する項目が当然ございまして、1、4 ージオキサンとかがこれからどうなっていくかというのは大きな問題で、私たちもこれからどうなるのかなというか、どうするかなというのは大変危惧しているところですが、これはちょっと私のほうもコメントができないし、見えません。それに、ここの最終処分場はもともと安定型処分場ということで許可がおりているにもかかわらず、管理型相当のものをかなり入れているということで、本来であれば安定型の、つまり浸透水の廃止基準で見るべきと言うのもおかしいですけれども、本来普通にやっていれば見るべきところですが、管理型の基準も準用して放流水の水質調査もやっているというのが現状でございます。放流水のほうは、管理型処分場であれば放流水が基準を満たせば廃止できると思うんですけれど。放流水のほうは今のところ安定しておりますが。管理型相当のものを入れていますが、本来安定型であるので、浸透水のほう、これで見ていまして、やはり浸透水によくない結果が出ているとい

うような状況で、これを廃止に向けて行政がどのように判断するかというのは、法的な廃止 基準の観点から見ると大変難しい問題がございます。ただ、値が超過していることは一目瞭 然なので、環境影響を考えれば、これでもってできるかと言われると、やはりできないと言 わざるを得ないと思っておりまして、先ほどの御助言もございましたけれども、これを今後 どのように考えていくのかというのは確かに竹の内産廃処分場対策室の大きな課題ではない かと思っておりまして、慎重に考えていきたいと思っております。

- 稲森委員 廃止基準というのは具体的に簡単に言うとどうなると処分場が廃止されるのか を教えてください。
- 建入技術補佐 法的なものでございますか。資料のほうにも載せてありますが、先ほど見ていただきました概要版の26ページ、詳細版の108ページに載せている廃止基準を見ていただければと思うんですけれども。安定型と管理型の産廃処分場での廃止基準は違っていますが、管理型でクリアしなければならないのは放流水。安定型でも概ね同じような項目を浸透水で見ますけれども、浸透水で見るとレベルがかなり厳しくて、放流水になりますと同じような有害物質でも基準はオーダーが1桁変わりますので、緩くなるというような、ざっくり答えればそのような形になりますので、どちらを採用するかということになると思うんですけれども、放流水のほうでは確かに基準が緩いので。もともとの許可は安定型ですから、そんな悪いものが出ないでしょうということで、遮水シートとかもないので、水は処理されずにそのまま流れるんですけれども、この処分場に関しましては、浸透水で見ますと超過している項目があると。それで、そのようなものを入れているということで、こちらの基準をクリアするのはかなり厳しい、同じ調査項目でも厳しくなりますので、個別な値はここの26ページと108ページには載せておりませんけれども、そのようなことで違いが出てくるのかなと思っております。
- 稲森委員 それで、今108ページの一番下のところに具体的に書いてありますね。廃止 基準項目、△はいいとして、×というところ、一番下、浸透水の水質が次の要件を満たすこと、いわゆる、地下水等検査項目:基準に適合、BOD:20mg/L以下と記載の、この状態 にならないとだめということなのですか。
- 須藤委員長 そうだと思う。
- 建入技術補佐 室としては、ここは安定型処分場としての許可を得ているところですけれ ども、埋め立てられた物的には管理型相当であるということを踏まえた上で浸透水で見てい ると。厳しいほうで見ているということです。
- 稲森委員 一応これは安定型でつくっているのに、管理型相当の処理がされているのであって、その点は理解しております。
- 建入技術補佐 遮水シートとかはないので。
- 稲森委員 それはわかりますが、この処分場はそもそも不法投棄ともいえる処分場ですか

- ら、安定型であるのか、管理型であるのか、よくわからないところもあるけれども、この点 も分かるように記載されるのがよろしいと思います。
- 須藤委員長 安定型でやるべきだね。
- 稲森委員 厳しいほうの管理型相当で一応県としては考えておりますよということでよろ しいわけですね。
- 建入技術補佐 はい。
- 稲森委員 としたときに、先ほど岡田先生もおっしゃられていますけれども、浸透水の水 質調査というのは、11地点の中でいろいろばらばらだと思うのですけれども、満足してい ないのが、ほう素などですね。ほう素と砒素と1、4 – ジオキサンとBOD等につきまして これ等を基準以下に下げられるのかどうかということですが、分かる範囲でお教えください。
- 建入技術補佐 下げられるのかどうかというのは確かにそれが問題なんですけれども、物によっては自然由来もあり得るかと思いまして。自然由来のもの、周辺の土壌等も調査しておりますので、そちらとの比較とか、これからのデータとしては何らか自然由来のもの、そこのところは除けるかどうかというようなことも含めて考えていきたい部分はございますが。
- 稲森委員 自然由来を差し引きしたら問題ありませんでしたというのでありましたら問題 ない論理がつくと思います。
- 建入技術補佐 ただ、1,4-ジオキサンはちょっと。1,4-ジオキサンだけはどうしたらいいものかと思っていまして、先ほどの委員の先生からも御助言いただきました、前回も出ておりましたけれども、一部やはり落ちないところの対策とか、そういうのもこれからはちょっと考えていかなければならないかもしれません。いつまでも1,4-ジオキサンは落ちないかもしれません。
- 稲森委員 そうであるとしますと、例えば11地点の中で、1,4-ジオキサンというのはどこも全部同じように超過しているわけじゃないですね。
- 建入技術補佐 はい。
- 稲森委員 だから、超過しているところのその部分について、どう対応を図るかというよ うなところも検討していかなければいけないということと思います。
- 建入技術補佐 はい。ありがとうございます。
- 須藤委員長 例えばそこを掘削するなんていうことだっていいんだよ。
- 稲森委員 掘削のほうが簡単ではないのではないかと思いますが、最適な方策での対応を お願いいたします。
- 須藤委員長 例えばの例で言うとそういうことですよ。
- 稲森委員 大体わかりました。
- 建入技術補佐 1,4-ジオキサンに関しましては、観測といいますか測定が始まったの がそんなに昔からじゃございませんので、もう少し傾向を見ていく部分も必要なのかなとは

思いますけれど。

- 須藤委員長 改正になってからもそんなに経ってないからね。
- 建入技術補佐 法改正になってからまだ何年かしかたっていませんので、この動向を見ながら、やはり、あと頻繁にモニタリングをしておりますけれども、出たり出なかったりとかというのもありますので、ちょっと傾向を見ながら特定の位置に絞れるかどうかというところも見ていかないとならないのかなとは思います。
- 須藤委員長 今日の段階でオーケーとは言えないわけ。今日の段階では。
- 稲森委員 いろんなことを言っているわけじゃなくて、論理として、これは本来安定型処分場だが、管理型でやるべきだったのだけれども安定型でつくられて、そういったような背景はどこに書いていないのではないかと思います。
- 須藤委員長 書いていないよ。でも管理型の基準を準用してきている。
- 稲森委員 記載されるとわかりやすくなると思います。
- 建入技術補佐 安定型とははっきり書いてございませんで、ただ、管理型の基準を準用する、という言葉だけは書いてございましたので、何か明確になるような記載を考えたいと思います。
- 稲森委員 だけど、私は記載された方が分かり易くなり県を含めて助かると思います。県が処分場をつくったわけではなく、本来管理型でつくるべきところが安定型であった故にこのような現状があることを理解できるようにすべきです。すなわち、これまでの経緯からこういう問題が起こって、県としては厳しい管理型対応をやっているというところがあったほうが、県としては助かると思いますよ。
- 須藤委員長 ありがとうございます。それでは次に行って、藤巻先生のほうからまいります。
- 藤巻副委員長 今回お話しいただいた内容は非常によくわかって、竹の内対策室の内部でどういう議論が行われているのかということがわかるようなすばらしい話でした。それで、今までまとめられたデータに対する評価、それから、その評価から想像されるべき結論のようなことまで含めて、非常に聞いていてわかりやすかったです。それで、竹の内対策室の中でも、先ほど岡田先生とか稲森先生なんかも、終わりに向けてBODがどうなるとかほう素がどうなるとかという話をどこまで進めるとか、あと5年このままにしておくのか、10年このままにしておくのかという話が出て、もうクローズするところに向けて我々はどういうことをするべきかという話を、多分、どうしたらクローズできるだろうというのを対策室で話をされているんだと思うんですよ。ですから、こういう今日のお話のような、非常にクリアな、聞いていて頭にぴしっと入ってくるような報告が出てきたんだと思います。だから、これは今日のは非常に廃止に向けてすばらしいステップだと思います。

1点だけ、ちょっと、送っていただいた概要版を見て僕わからなかったんですけれども、

多分,お話は今までもあったと思うんですが、大変申し訳ない、私,忘れてしまっているために、ちょっともう一度ここでお聞かせください。概要版の18ページの処分場内の浸透水の温度なんですが、水色は空気層の温度を示すと書いてあって、深さ18メートルとかその辺まで行っているんですけれども、この空気層の温度の意味がちょっとわからない。何かほかに説明のしようがあれば、ちょっと教えていただければと思ったんですが、その程度です。ほかは非常によくわかりやすいです。

- 須藤委員長 わかりました。今の質問は具体的な問題なので、今答えていただいたほうが 間違いがないかな。今答えてください。
- 建入技術補佐 18ページのこの記載方法でございますが、この地中の温度といいますのが、ここの凡例のところに書いてございますけれども、右側に書いてございますけれども、※印の2つ目、下のほうですが、温度を測る地点は地表からの影響を受けにくいと考えられております管頭からの深度5mより深いところ、かつ水面以下の温度としております。要は水の中の温度で管よりも5mより下ということで、空気は含みませんということにしておりまして、空気の層ですと外気温の影響を受けやすいのではないかということで採用しておりません。それから、深さが5mよりも浅いところに関しましても外気の影響を受けやすいだろうということで採用しておりませんので、管頭から5mより深いところ、かつ水の中ということで、そこの温度だけを評価しています。水色かつ緑色の字で書いてあるところがありますけれども、これは1mずつ測っているものですから、測ったデータなので載せているというような位置づけということで、すみません、単なるデータでございます。よろしいでしょうか。
- 藤巻副委員長 わかりました。
- 須藤委員長 よろしいですか。
- 藤巻副委員長 多分,ちょっとそれを一言どこかに書いておいたほうがいいかもしれないですね。
- 建入技術補佐 入れたほうがよろしいですか。わかりました。
- 須藤委員長 では、田村先生、どうぞ。
- 田村委員 先ほど岡田先生からごみ処理場,全域ではなくて,ゾーンを区切って,あるいは個別の地点ごとに評価をしてはというお話がございました。評価の領域を狭めていくといろいろさらに細かいことがわかっていくことは確かだと思うんですが,しかし,その問題としている物質は,やはり動いている。非常に,その動き方はいろいろだと思うんですけれども,動いているもので,それで,その動くのを媒介しているのがやはり水なんですね。それで,私,これの前の前の前の委員会のときだったと思うんですが,非常に大胆な全般的推測で,この地下水,浸透水は非常にゆっくり動いているということを申し上げて,その見解を今も変えるつもりはないんですけれども,全く動いていないわけではない。ということは,

この検討すべきゾーンを今ここですぐ絞るという話にはならないと思いますけれども、いずれなってきたときに、そこのところをどう考えるのかというのは、なかなか難しいと思いますけれども、でも、ちょっと頭の隅に入れておいていただいて、その地点の値がここ数回、あるいは数年そうだからということにしてしまっていいのかということについてはちょっと危惧をしています。

それとの関係で、いつもと同じように水位の変動のグラフが出ております。それとの関係 でちょっと御質問したいと思っています。幾つかの地点、どれでもいいんですけれども、詳 細版だと、例えば100ページ、101ページ、その前、99ページあたりで、特定の地点、 幾つかの地点、例えばH26-3aとか、それからH16-3とか、幾つかの地点で、まと まった雨、1日数十ミリくらい雨が降ったときに非常によく反応して水位が上がってくると ころがあります。そして、特に、例えばその図の、詳細版のほうの図5-16なんかを見ま すと、一昨年になりますか、30年の8月、9月、10月あたりのところでは、2カ月以上 にわたって、水位が高い状態が長い間続します。今回からその地点の地盤標高を出していた だいたので、それと比べてみますと、地盤標高を上回ることが何回か、単純に地下水と浸透 水と地盤標高と比較しますと、地盤標高を上回るところが出ている。そのときには現実に地 表に湛水が発生しているのだろうかどうかということです。そういうことの非常に顕著なも のが出るのが,多分,後で御報告いただく台風のときだったと思うんですけれども,いろん なものを含んでいてゆっくり動いているその地下の水が地表にあらわれてきますと,動く速 さが2桁、3桁、もっと速くなります。これはそういう物質の拡散ということを考えるとき には非常に重要なことです。ですので,そんなに頻繁に生じているのではないと思いますけ れども、雨が降って地下水が上がってきたときにどこまで上がっているか、地面に出ている のか出ていないのかですね。そこのところの、常にそこにいるわけではないし、監視カメラ があるわけではないけれども、そこのところのつかまえ方、それからその対処の仕方、そう いうことについて何かお考えがあればお聞かせいただきたいし、まだ特にお考えになってい ないなら、これから少し検討していただいていいのではないかというふうに思います。以上 です。

- 須藤委員長 ただいまの問題は、じゃあ後でまとめて、建入補佐、いいですね、お答えくださいね。それじゃあ、菅生委員、どうぞ。
- 菅生委員 資料3の中段の地下水の検査項目基準の中で、砒素のほうの状況の説明の中で、後段ですね、砒素においては概ね横ばい傾向を示した。H16-1308月の調査で、これまでの変動の範囲内で高い値を示したということなんですが、砒素についてはほかの測定地点のほうがもっと高い値が出ていて、H16-13は今までの観測記録の中で一番高い値を示したという理解でよろしいんでしょうか、この表現は。
- 須藤委員長 今の御質問,建入補佐,いいですか。

- 菅生委員 あと、もう1点なんですけれども、議題外になってしまうんですが、10月の 台風19号の影響で大変大きい雨量があったわけなんですけれども、測定結果において地下 水の流れ、すぐに影響が出るとは思われないんですけれども、異常値が出たということはな いかどうか確認したいと思います。以上です。
- 須藤委員長 これは次の議題になっちゃうね。いいですね。これは9月までの部分ですの で。データ用意していないと思いますので、台風19号は次の議題にしましょう。上半期の 議題にはならないよね。
- 柳澤室長 菅生委員からの台風19号の関係については、報告事項ハのほうで報告させて いただきます。
- 須藤委員長 そうですね。それじゃあ、佐藤委員、どうぞ。この中で。
- 建入技術補佐 砒素だけ。
- 須藤委員長 だから、今答えちゃったらあれですよね。これは1の議題だから。
- 建入技術補佐 さっきのH16-13だけ。
- 柳澤室長 資料3の右側の状況の表現の部分の御質問をいただいたので。
- 須藤委員長 それでは、答えてください。
- 建入技術補佐 すみません,この資料3の横のコメントのことでございますよね。H16 -13で8月の調査でこれまでの変動の範囲内で高い値を示したと。高い値を示してはいるんですが、突出してぽんと高いのではなくて、ある程度そういう動きを今までもしている傾向は見ていまして、その範囲の中で動いているんですが、ちょっとだけ高かった、ほとんど同じというようなレベルであったというようなことなんですが、一応高かったので、あとその浸透水のいわゆる基準は超えているので、ここに特に書かせていただいたというものでございます。特段すごく高かったというようなことだとは思っていませんが、これは一応値としては超過していたので。
- 須藤委員長 オーバーしているのね。
- 建入技術補佐 はい、オーバーしているので、見過ごすことはできませんと。ただ、これがもしかすると自然由来の部分で上乗せされて、ちょっと底上げになっているのかどうかということは、これからの検討課題としております。
- 須藤委員長 ありがとうございました。佐藤委員、どうぞ。
- 佐藤委員 先生方、大変忙しいところありがとうございます。先ほどから黙って聞いていようかなと思ったのですが、2つ3つ、言っておいたほうがいいかな、忘れないうちに言っておこうかと今思っているところがありまして、例えば30回なんですよね、評価委員会。
- 須藤委員長 そうです。
- 佐藤委員 30回の今日になってこのごろになって、何でダイオキシンどうのこうのなん て騒がなければならないのかって非常に疑問に思っているわけですね。それも環境基準の

200倍だと。それで経年変化で落ちているんだから当時は何倍あったかわからないみたいなことが平気で言われております。あそこのところは土地の人たちがこのごろ山菜取りに行くところなんですよ。ピートストックエリアね。よく行き会うんです。えっ,こんなところの食えないよ,みたいな話もしたりもするんだけれども,実は聞くところによると,宮城県は、竹の内対策室は,あそこは竹対の所管するところではないのだから私たちは知らないというような言い方をしていたと。この前までね。いや,今も言っているんだろうと思うんだけれども,そういうふうな言い逃れというか,そういうふうなのが随所に見える。そんなことで地元が納得すると思いますか。あそこのところ,竹の内対策室の仕事でないということは,口が裂けても言うべきではないと,そんなことは。誰が言ったかも調べて後で御報告しますけれども,そういうふうなことを言って我々関係ないんだみたいな言い方をしてきた。それはまずい。そういうところは厳重注意です。

それに関連して、三段池、三段池っていうふうにオーソライズしたように、我々がつくった池だみたいな言い方をしていますけれども、実はあそこの地権者は返してくれ、返してくれって何回か言っています。それを、処分場の附属の施設で今使っているから返せませんなどということは、その経緯がわかれば言えるわけがないと。自分に都合のいいことは使うんだね、そうやって。処分場外だから。三段池は附属の施設だから返すわけにはいきません。そういうふうな二枚舌というか、本当はね、申し上げます、二枚舌なんていうもんじゃないんだよ、やっていることがね。それでは困るというか、今も先生方から廃止基準のお話が出ていたけれども、あっちの穴がこういうふうなグラフだ、こっちの穴がこういうふうなグラフだ、それが均一になっていかなければ、とても終わりに近づいたなどと言うわけにはいかないと私は思っています。それで、二枚舌、三枚舌は使わないこと。

それから、もう一つだけ。これは全体に言えることなんですけれども、もう一つですね、 今ダイオキシン対策をやっているところの写真出ますか。

- 加藤技師 除染作業とかのことですか。次の資料4に写真を載せています。
- 須藤委員長 それはその議題でやりましょう、そこは。
- 佐藤委員 この前,見学に行って実はびっくりしたんですけれども,焼却灰の置き場がありますけれども,あそこにね。そこのところは対策の対象外になっているんですか。対象になっているんでしょうか。建入さん,そこは対象になっているの。
- 建入技術補佐 そこはというのは、ごめんなさい、そこはというのは。
- 佐藤委員 聞いていないのか。
- 建入技術補佐 すみません,ちょっとよく聞こえなくて。
- 佐藤委員 聞こえないって、もっと大きい声で言ってやろうか。今、ダイオキシンを除染するのに、あちこちに手を入れている。そこの同じ敷地の中にコンクリートでつくったプールがある。

- 建入技術補佐 プール,はい,浄化水槽のことですか。
- 佐藤委員 わかってるんじゃないか。そこのところはきちんと対策するのかって。範囲に 入っているの。
- 建入技術補佐 入っています。
- 加藤技師 灰の保管庫のことなので。今回は29年度の調査結果を示しています。代わって説明させていただきますが、今回、当時の事業者の使っていた焼却灰の保管庫というものが焼却施設の脇にあります。そこにつきましては、29年度に汚染状況の調査を行いまして、除染といいますか、囲いが必要なレベルの汚染はないということを確認した上で、今回の解体工事に当たっていますので、今回、資料4の写真につけている、写真1につけているような養生は行っておりません。ただ、この後、適切な方法をとって解体は進めていきたいと考えているところでございます。実際の工事の概要とかについて、次の資料4につきましては、また全体工程を説明させていただきます。
- 佐藤委員 わかった。灰の保管庫なんだよね、あれ。あまり使ったかどうかよく見ていないんだけれども、そこから浸透して、そこの上は灰はなかったんだから大丈夫ですって言えるの。底に入っているんじゃない。
- 加藤技師 すみません,平成29年度の調査の段階で,堆積物につきましては,あるかど うかを確認しまして。
- 佐藤委員 わからなかったらいいよ。そこのとこにボーリング機械を入れて、地下がどう なっているかなんていうのは見ていなくて、その予定もないということな。
- 加藤技師 ボーリングは行わないんですけれども,周辺の土壌につきましては。
- 須藤委員長 測ったんだろ。
- 加藤技師 はい。解体工事とあわせて汚染のレベルを測りまして、あと最終的に汚染がないことが確認できた段階で、そこの周辺の対策というのは終わる予定ではあるんですけれども、まずはダイオキシンですとか鉛と、あとカドミウムにつきまして、含有量と溶出量を。
- 須藤委員長 測ったのね。
- 加藤技師 今測っている最中でございます。
- 須藤委員長 測っている最中。はい。
- 加藤技師 それで検出された濃度に応じて、灰保管庫周辺について対応することになります。
- 佐藤委員 だから、もう何もないのね、あそこは。灰も何もないんだけれども、今まで放っておいた段階で浸透して、地下に汚染が広がっているのかどうかって、ボーリングしなきゃないよね、当然。
- 加藤技師 調査の方法については、まず表層の土を採取、分析し、その状況に応じて、今 後どこまでの深度が必要かを・・・。

- 佐藤委員 一応コンクリート打ってあるんだから、表層はとれるわけないでしょう。
- 建入技術補佐 すみません,もう一度。

そこの保管庫の場所ですけれども、あと報告事項のほうで少し解体工事のところで触れますけれども、前回の住民の方への説明会とかでもちょっとお話しさしあげましたし、評価委員会でもお話しさせていただきました資料の中にもあるんですが、保管庫のほうは撤去の後で。

- 佐藤委員 保管庫。
- 建入技術補佐 はい、保管庫。保管庫のほうは撤去を行いました後に土壌の調査をする予定にしております。この辺の怪しいところは調査をするつもりでおりまして、過去の調査等もあわせてどこの地点をやるべきかというのは、今後撤去した後の調査予定になっておりますので、その辺はまた。
- 須藤委員長 これから調査するそうですから。
- 建入技術補佐 はい。
- 佐藤委員 御安心くださいというの。
- 建入技術補佐 御安心くださいというか、調査をした結果で、またお話ししたいと思います。
- 佐藤委員 ちょっといいですか。我々がダイオキシンの巣だ、ダイオキシンの巣だって言い出したのはいつかわかってますか。いつから言っているか、わかるかい、そいつ。いつから我々がダイオキシンの巣だよっていうふうな言い方をしていたかわかる。平成何年だ。
- 須藤委員長 この委員会ができたときぐらいでしょう。
- 佐藤委員 わかんないんだよな。ちゃんと年表見てないんだな。どういうふうな住民から の訴えがあったかなんていうのは見ていないんでしょう。
- 建入技術補佐 16年当時にいろいろお話をいただきまして、検査をしておりますので、 それより以前ということだとは思っておりますが。
- 佐藤委員 16年で正解だわ。それより前だ。それから何年投げておいたの、あれ。今年 何年なの。そういうふうなごまかしするなって、もう。

あのね、建入さんはわかる。上の人に逆らうようなことは言えないよな。上の人間が誰かいて、それであそこダイオキシンどうもあやしいので検査しましょうなんていうことは、あなたからは言えないよ。我々が言って初めて、ああそうかっていう話になるので、役所の仕組みとしてそんなこと言えない。下っ端がな、上の人たちに文句言うのは。こういうふうにしたらどうでしょうかなんて、上からパッと潰されて終わりだよな。それが役所の仕掛けでしょう。そいつが竹の内の騒ぎになったんだよな。あんたたちは上の言うことだけ、一生懸命言うこと聞けばいいと思っているんだろうけれども。

○ 須藤委員長 佐藤委員,趣旨はわかりましたから。

○ 佐藤委員 はい。やめます。

それで、評価委員会も30回になった。何とかしなきゃないなって、どうなっているのこれはって。あなた方は2年に1回ずつ変わっているんだぞ。上に何も言えない竹対の技術職員たちがな。

- 須藤委員長 佐藤委員、今の議論はわかりましたので。
- 佐藤委員 いや,委員長,わかってないから今日に至っているんですよ,これ。わかって ないんだもの。
- 須藤委員長 いや、わかっていると思いますよ。わかってます。
- 佐藤委員 わかってるの。
- 須藤委員長 わかってる。
- 佐藤委員 だったら、明日からどうにかしてください。30回だから、きちっと方向を得たいと思っているんですよ。いつまでもだらだらと。
- 須藤委員長 だから、順番にやってきているわけだから、今度の次の議題はそれになるわけですよ。
- 佐藤委員 わかった。いや、だけど。
- 須藤委員長 だから、ちょっと待ってくださいよ。
- 佐藤委員 今日はかなりの覚悟をしてきまして、この後弁護士のところに寄っていこうかなと。
- 須藤委員長 はい。そういうやり方ももちろんあると思います。
- 佐藤委員 30回ですよ。
- 須藤委員長 今日のは、まずはその評価を。
- 佐藤委員 いや、いいです、いいです。
- 須藤委員長 いいですよね。
- 佐藤委員 30回だ。
- 須藤委員長 30回やったんですよ。30回やったんです、これで。
- 佐藤委員 30回で、何がプラスになったかなというふうに。
- 須藤委員長 でも、随分明らかになったじゃないですか。
- 佐藤委員 いやだから、いまだに200倍のダイオキシンが引っ付いているようなところ に住まわなきゃだめなのかって、そこから山菜とってこなきゃだめなのかということですよ ね。それでも200倍なんてわかったら。
- 須藤委員長 わかりました。
- 佐藤委員 今はいいです。
- 須藤委員長 この議題ではちょっとね。次の議題のときにもう一回やってください、そこは。

- 佐藤委員 いつやりますか。
- 須藤委員長 今の、今度は報告事項の中で出ますので。
- 佐藤委員 わかった。何でこんなことになったかというと、この間3人で、竹対の3人が 私の家に来ました。何しに来たのかなって、お茶も出さないで話だけは聞いた。だけど、こ の、私たちを責めるんだね、これは。何であんたたち、宮城県の言うこと聞かないのって。 話にならないこいつは。
- 須藤委員長 そうだったんですか。わかりました。
- 佐藤委員 ヒステリーまで起こして、私叩かれるんじゃないかと思ったけれども、それは 無事に済みましたけれどもね。そういうことではないよ。竹対は我々と一緒に竹の内のこと を考えてくれる部局なんじゃないんですか。
- 須藤委員長 そう思いますよ。そうしていると思いますよ。
- 佐藤委員 そうしているのに、30回もだらだらだらだらって。
- 須藤委員長 まあ順番があるから、物事には。
- 佐藤委員 誰がよこしたの、その順番があるような、いまだに何十年も経ってもまだ解決 もつかないようなやり方をさせたのは誰でしょうかということなんですね。この人たちじゃ ないことは確か。
- 須藤委員長 そうですよ。それも事実。 それでは、とにかく一度御発言いただいたのでこの問題で、まあ、おかけください、まず は第1の議題は私まとめなきゃいけないんです。
- 佐藤委員 まとめることないんじゃない、このまま。みんな引っ越してくださいとかっていうふうな言い方のほうがいいのかもしれないな。はい。また、させていただくということで。
- 須藤委員長 今の後半のほうの議論は、次の報告事項の中に出てまいりますので、そこでもう一回聞いてください。
- 佐藤委員 何を報告しようとしているんですか。
- 須藤委員長 いやいや,本件です。
- 佐藤委員 またまただめだってか。
- 須藤委員長 まあいいじゃないですか。とりあえずおかけください。ありがとうございま した。
- 佐藤委員 一つだけ言っておきます。竹の内対策の対象者は我々なのね。被害者も我々だ、これは。皆さんはそれで給料稼いでいるんだからね。忘れんなよ、そこのところ。誰が本気になってるの。誰もいないんじゃないの、竹対に。何でここまで来てそんな話をしなきゃないの。本当は地元でやらなきゃない話でしょう、そいつは。地元の三段池の持ち主なんかも、こういうふうな話を聞いたら、ああ、いつまでも返してもらえないんだなっていう話になっ

てくるんじゃないかい。間違っている,絶対に。

それで、もう一つだけ。今はブログをちょっと整理していまして、追加で書けません。ヤフーがブログをやめた。それで、あるところに退避をさせて、それをきっちりと精査しております。その中できちっと、県職のこいつらがこうだのああだのっていうのは、その中で別に改めて発表したいと思っているんですけれども、いつのことかわからない。

- 須藤委員長 いや、やってください、それは。
- 佐藤委員 それから、私の進退も含めてこういうふうな言い方をしておりますので、その ときはよろしく、おいしいお酒が飲めればいいなとは思っていますけれども。そういうこと でございます。
- 須藤委員長 佐藤委員、どうもありがとうございました。

ということで、こちらの委員の発言は終わったんですが、お答えしていただいていないのが、田村先生の意見が、先ほどの岡田先生や稲森先生、局部的なその1点のところじゃなくて、もう少し全体でやっぱり見るべきだというふうに、相反してはいないんだけれども、先生は総括的に見たほうがいいと。

- 田村委員 どこまで見ていいかわからないので、やはり広いところから見ていったほうがいいと。
- 須藤委員長 見たほうがいいと。そういうところが違うので、これは今後の議論で当然出てくる問題なので、今お答えしなくたって結構なのでね。ゆくゆくこれをやらなきゃいけませんので、覚えておいてください。なので、ここでどっちにしますかということを答えなくて結構です。

とりあえずは、私は今までの議論の中で、これを答申してよろしいかどうかという最後の 文章のところがありますよね。何ページですか、25ページの部分の総括のところで、ここ に書いてあることは妥当なことだと私は思いますけれども、「起因する周辺生活環境への影響は概ねないものと考えられる」というぐらいのところで、概ねないものと考える、少ない と考えられる、あるいは概ねないものと考えられる、若干字句のところで、全くないという ことじゃなくて、まだ基準値は超えていないけれども考えられるというふうにしておいたほ うがいいと思うので、ちょっと何ていうの、語尾の部分を少し再検討していただいて、内容 的にはこんなもんでしょうから、これで答申してよろしいでしょうか。

- 佐藤委員 「ない」でいいんですか。
- 須藤委員長 「ない」ですか。
- 佐藤委員 「低減している」という言い方じゃないですか。低減しているように見えるというふうに。
- 須藤委員長 まあ考えます。
- 佐藤委員 正確に言えばそうですよ。

- 須藤委員長 そこは考えます。ちょっと語尾の部分は少し考えます。ということでお認め ください。ということで、それで答申案にさせていただきます。ありがとうございました。
- 須藤委員長 それでは、待ちに待った、先ほどからもう事前に佐藤委員からも出ちゃって いるんですが、報告事項を順番にまいります。

竹の内産廃処分場隣接焼却施設等解体工事の進捗状況,以下順番に,3つありますので, あまり区切りがないほうがいいかもしれないので,順番にやっちゃってください。ここは報 告事項ですから。

- 柳澤室長 それでは、報告事項3件用意させていただいてございますが。1件ずつ説明と、 あと御質問の対応ということで進めさせていただきます。
- 須藤委員長 報告は先にやっちゃってください。
- 柳澤室長 はい。では、報告事項3件まとめて行います。
- 須藤委員長 それから質問を受けます。
- 柳澤室長 はい、わかりました。

それでは、1件目でございますけれども、竹の内産廃処分場の隣接焼却施設等解体工事の 進捗状況ということでございます。

こちらのほう,資料4と右肩に記載しているものをお手元に御用意お願いいたします。 まず,1工事概要につきましては,記載のとおりでございます。

2の工期及び工程表でございますが、部長の挨拶にもありましたとおり、昨年の台風19 号により大雨の浸水被害の影響で、全体的に工事の進捗に遅れが生じておりますが、安全かつ周辺環境に配慮しながら着実に工事を進め、現在解体に先立つ焼却施設の付着物除去工事に着手してございます。

続いて、3密閉養生等の設置状況に記載の写真を御覧ください。

初めに、上側2つの写真1、写真2でございますけれども、焼却施設の付着物除去工事に 先立ち、外部と隔離するための仮設密閉養生が完成した様子を、外部、内部それぞれから撮 影したものでございます。

なお、焼却施設の構造上、煙突部分を含めた密閉養生ができなかったため、煙突以外の焼 却施設を解体した後、新たに煙突を覆う密閉養生を設置する2段階の工程による工事を予定 してございます。

次に、左下の写真3は濁水処理施設を、写真4は集じん施設を撮影したもので、いずれも 周辺環境対策の柱となる機器でございます。

資料右側に目を移していただきまして、4解体工事前の周辺環境調査の実施状況を御覧ください。

(2) の調査実施状況の表の左側から2列目に記載の調査地点を、上の地図上になりますけれども、(1) の調査地点図に反映してございます。凡例と照らして御覧いただければと

思います。

解体工事前の周辺環境調査といたしまして、大気環境、騒音、振動、土壌のうち、対照土の各調査を昨年の11月上旬に実施いたしました。調査結果につきましては、いずれも基準に適合してございます。

なお、土壌のうち、焼却施設関連施設周辺につきましては、工事範囲境界付近5地点において、年明けの1月14日に試料を採取し、現在分析中でございます。

今後,解体工事中,解体工事後と順次周辺環境調査を実施しながら,周辺環境への影響の 有無を注視しながら,解体工事の完了に向けて引き続き万全を期してまいります。

この件については以上でございます。

続いて、資料5でございます。

右肩に資料5とある,竹の内産廃処分場獣害防止柵設置工事の概要について御報告いたします。

工事概要を御覧ください。

本工事は、竹の内産廃処分場の敷地内において、近年、イノシシによる覆土表面の掘り起こし被害が増加し、雨水浸透防止対策で表面水排除のため整備した覆土や多機能性覆土の設置範囲が深く掘り起こされた場合に影響が懸念されますことから、処分場の外周のうち、イノシシの侵入のおそれのある範囲について、獣害防止柵設置工事を行うものでございます。

この工事は、先ほど資料4で御報告いたしました、竹の内産廃処分場隣接焼却施設等解体 工事と同時期に実施されているため、工程の調整を図りながら進めてございます。

2の工期から5の工程表のうち、工程表のグラフがございます。こちら工程表記載のとおりでございます。

ここで, 真ん中の図が獣害防止柵設置計画図になります。

まず、右下に記載の、凡例を記してございますけれども、緑色の点線で示した部分が、以前よりフェンスが設置されていた範囲です。それに対して、赤色の点線で示した部分が今回獣害防止のためのフェンスを設置した範囲となります。一部、別途施工区間と表示されている範囲につきましては、現在行っております解体工事との調整がございますので、焼却施設等解体工事の完了時期とあわせて完成させていく予定です。

一番下のところに載せてございますのが、今回設置しました獣害防止柵設置状況の写真となります。背景と同化してちょっと見づらい部分もございますが、イノシシが容易に飛び越えられない高さ1.2mのワイヤーメッシュ柵で、十分な強度を有する構造となってございます。

獣害防止柵の設置完了後は、日常の点検・管理を継続し、効果の維持に努めてまいりたいと考えております。

この件については以上でございます。

- 須藤委員長 もう一つ。
- 柳澤室長 最後になりますけれども、資料 6, こちらのほうを御覧いただきます。先ほど から話題になってございましたけれども、こちらのほうで報告をさせていただきます。

竹の内産廃処分場における令和元年台風第19号被害について、A3版資料、こちらの資料6を用いて御説明させていただきます。

昨年10月12日から13日にかけて発生いたしました台風19号の豪雨によりまして、 宮城県内各地において甚大な被害が生じたところでございますが、竹の内産廃処分場におき ましても被害が発生いたしました。改めてその概要について委員の皆様に御報告するもので ございます。

左側の上の部分を御覧ください。

処分場の浸水状況を示してございます。当処分場に設置している雨量計によりますと、過去5年間の年間平均降雨量は約1、200mmでございましたけれども、今回の台風19号の降雨量は26時間で約309mmでございました。年間平均降雨量の4分の1程度の大雨が約1日で観測されたことになります。

処分場の入り口付近は、写真真ん中にありますが、処分場の奥側よりも土地が低くなって ございますが、最大2m程度浸水し、写真のとおりの状況になりました。処分場内や周辺の 浸水の痕跡をたどっていったところ、写真1の上の図の黄色で示した部分が浸水範囲であっ たと推定されます。

なお、この水につきましては、ほぼ1日で引いたという状況です。

次に、2の処分場内設備の被害状況等でございます。

浸水により、電気引込盤と三段池への浸出水送水用ポンプ制御盤が2基故障いたしました。この被害による影響といたしましては、処分場内の側溝の滞留に伴う鉄分の滞留はあったものの、2段落目に記載のとおり、特段の影響はなく、資料右下、5のほうになりますが、施設の復旧状況に記載している12月26日の部分ですけれども、昨年12月26日に送水ポンプ制御盤などの復旧は終わっております。

もう一度,左側の下のところに目を移していただきまして,なお,多機能性覆土やガス処理施設などの設備には被害はございませんでした。

続いて、資料右側のほうに目を移してください。

3の硫化水素ガスモニタリング機器の被害及び欠測状況を御覧願います。

処分場内に設置しております硫化水素ガスモニタリングステーション及び村田第二中学校 に設置しております硫化水素ガスモニタリングステーションの両方が、浸水により停電また は故障し、測定データがとれない時期が生じました。

処分場内に設置しております硫化水素ガスモニタリングステーションは,昨年11月に復旧しましたが,村田第二中学校側のモニタリングステーションにつきましては,3月中旬に

復旧する見込みとなってございます。

続いて、4台風後に実施いたしましたモニタリング調査結果でございます。

台風後の昨年11月に実施しました河川水の水質,処分場内浸透水,周辺地下水の調査結果が判明しております。

これまでのモニタリング結果と同様に、処分場内浸透水では、鉛、砒素、1,4-ジオキサン、及びBODが地下水等検査項目基準を、ふっ素、ほう素が地下水環境基準を超過し、H16-11においては、これまでの鉛の最高値をわずかに超えて検出されましたが、ほかの調査地点、調査項目はこれまでの変動内でした。

周辺地下水のLoc.1bにおきましては、鉛がこれまでの最高値よりもわずかに高く検出されましたが、ほかの調査地点での調査項目について超過はなく、これまでの変動内での値でした。

5施設の復旧状況ですけれども、右下に記載のとおりでございます。

被害のありました機器等の交換・修繕等はほとんど終了していますが、村田第二中学校に 設置してございます硫化水素ガスモニタリング機器のみがまだ復旧していないという状況で すけれども、3月中旬に復旧する見込みとなっており、これが終了すれば全て復旧するとい う状況でございます。

以上3件、報告事項は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○ 須藤委員長 室長,ありがとうございました。

非常に関連している事項なので、どうぞどこからでも、これは何かを決定するということではございませんので、先生方の御理解を十分いただいて、県のほうの作業が順調に進むようにしていきたいと思いますので、どうぞどなたでも結構でございます、御質問があれば。では、順番に行きましょう。藤巻先生から行きましょう。

○ 藤巻副委員長 よろしいですか。

佐藤委員が焼却施設の焼却灰のことをちょっと、ちらっと触れられたんですが、ここに焼 却灰をどのようにしていたかという話とか何かが書いていないのでちょっと不安なんですが、 この業者は、焼却灰をストックするところにちゃんと貯めおいてちゃんと処理していたんで すか。それとも、佐藤委員が心配しているように、それこそなんか地下に、どっか行っちゃ ったんじゃないかというような話とかがあるともなしに、あるいは倒産しておかしくなっち ゃったんで、ぶん投げて逃げちゃったとか。ちょっとその辺が気になるので、多少何かもし わかっているようでしたらば教えていただければ。

- 須藤委員長 わかる範囲で結構です。
- 建入技術補佐 今ちょっと手元に資料がないので、ざっくりとしたお話になりますけれど も、この事業者がこの焼却施設を使って焼却をして排出した灰に関しましては、灰の保管庫 はございました。ですから、そこにストックしたものもございましたし、あと佐藤委員とか

も御覧になっていると伺っておりますが、灰を、本来は入れられない安定型の処分場に持っていって入れたということも目撃されていると。

- 須藤委員長 処分場にも入れたのね。
- 建入技術補佐 入れたものもあると聞いています。保健所も確認したというような記載も 見ております。

それから,処分場内,実際に焼却由来のダイオキシンのパターンも出ていますので,それ は確かだと思っております。ただ,どのぐらいの量だとか,そういうのはわかりません。

それから、今解体工事をしている焼却施設付近の、やはりレンガくずとか置いてありまして、佐藤委員にも御指摘を受けて教えていただいたところがありまして、あやしいということで、耐火レンガをおそらく外してストックしていたと思われるところがありまして、やはりそこの検査を平成16年当時しておりまして、ダイオキシン類が若干出たとかということがありまして、撤去したという経緯もございますので、この事業者の灰の管理に関しましては、疑わしいところは十分にございまして、調査をした経緯もいろいろとございます。

ただ、処分場内のどこに明確に幾ら埋めたとか、そういうことは。

- 須藤委員長 量的なことはわからない。
- 建入技術補佐 わからないですね。ボーリングもしていますけれども、灰というのはなかなか、マテリアル的にも出るものではないのでわかりませんので、今あるモニタリング調査の中での推測になっていきますけれども、どういう形でどのぐらい入ったかまではちょっと、そこまではわかりかねます。
- 須藤委員長 ありがとうございました。では、田村先生。ちょっと待ってください。順番 でいきます。田村先生、それから佐藤委員といきます。
- 田村委員 資料6の4番のところで、河川水、浸透水、地下水の水質調査を11月6日になさっている。雨のピークは10月13日です。先ほど申しましたように、地表にたまっている水は、引き始めると非常に速く動きます。さっき申しましたように、いちいちその速さを測っているわけではありませんけれども、地下をゆっくり動いているのに比べると、数千倍とか、数万倍とか、そのくらいの速さで動いたはずです。普通の水の動き方から推測いたしまして。それをつかまえるのに、3週間以上後に測っていらっしゃる。これはどういうことを根拠にその期間を定められたのか。そこをちょっとお伝えください。
- 須藤委員長 どうぞ。
- 建入技術補佐 台風19号は10月12日から13日にかけて大雨が降りましたけれども、 処分場内には、ちょっと何ポイントあるかわからないんですが、資料6の、御覧になってい ただきますと、黄色く、左上に示してございます地図の黄色い地区が浸水地域と推測してい るところでここは荒川に近いほうで低いほうでございます。ここも含めて、ここの浸水した 区域には7ポイント、水位を測るポイントがございまして、測っております。実際には、一

番深いところで、抜けた後の水の跡がありましたので、低いところでは2mぐらい浸水したのはわかっておりましたが、このポイントでの水位、地盤が水につかって、地盤がまた現れたのも、1時間ごとに測っていますのでわかっておりまして、実際には17時間で水が引けています。17時間。16から17時間で引けているというのが、この浸水地域の水位計でわかっています。

焼却施設に関しましては、実はこれはかなり上流のほうにございまして、浸水地域にはなっておりません。これが、資料4を見ていただきますと、解体工事をやっていますのは、処分場の二股に分かれている上流側のその間のほうにあるので、ここは浸水までしているとは思っておりませんで、こちらのほうには水位計で測るところはございませんけれども、処分場内は測っておりますので、恐らくこちらはぴたぴたという感じにはなっていないでしょうと思っております。

○ 田村委員 2つ、今のところ。黄色い範囲については、1日足らずで、16、17時間ぐらいで引いている。その間、水が流れてしまっているわけです。それが10月13日の朝になってからでは、全くわかりません。

それから、尾根の上ですね。処分施設のところ。そこは高いところですし、斜面ですから、 浸水するはずはありません。しかし、地表流は発生していると思います。つまり、浸透し切れない水が地表を、川ではないところを流れて、どこかで浸透するか、あるいは水路に流れ込むかということは発生していたと思います。これは非常に短期間、豪雨が一番強い時間の直後、まあ数時間とか、雨の量、降り方にもよりますけれども、そういうことだと思います。ですから、その場ではつかまえられませんから、それはどこかで水路に入って、入れば、そこはそこの勾配に従って、相当の速さで下流に流れ下っていくことが、これは想像です。ほかのところのそういう水の動きからの推測です。

つまり、この浸水、非常に普段はないような水の流れ方が起きたというときの観測の仕方ですね。これは前から申し上げているんですけれども、そこは平常のときの観測とは水の動きのことを考えると、違った体制といいましょうか、そこは求められるのではないかというふうに思います。希望というか、お願いというか、あるいは、つまり、これからも(「これからも起こりますよ」の声あり)起き得ることですので、何もないにこしたことはないんですけれども、これらは多分、後で出したときに資料になりません。台風の大雨の影響による水の動きの資料になりませんので、水とともに動いたいろいろな物質の量の変化、多分、非常に短い時間でおさまっているんだと期待いたしますけれども、そういうことの資料にはなり得ないと思います。

- 須藤委員長 ありがとうございました。佐藤委員,どうぞ。
- 佐藤委員 先ほどは少し羽目を外しました。済みません。 その中で、二つ三つ、あれ、これはどうなんだというのがあったんですが、竹の内のダイ

オキシンの場合は煙道に付着したのをこそぎ取って測ったらこうなったよと,200倍だよということなんですが、煙道は付着するためにあるのではなくて、煙を誘導するためにあるんですね。だから、全部がひっついたらどういうふうな数値になったのと、今、ふとね、その当時、これは計算か何かできるのかな。いや、だって、そういう方法が問題だったら、今、200倍だって言ってこそぎ取っているわけで、その当時の濃度というのは、それから予測というか予想できるのかなと、それは大変な濃度なんだろうなと思いながら見ていました。

それから、焼却灰をどこにやったのかということが問題だと思うんですけれども、それは 1台か2台、これは従業員からちゃんと聞いています。1台か2台は平の管理型の廃棄物処 分場に運びましたと。そこでマニフェストをちゃんといただきましたと。だから、1枚か2 枚、3枚くらいあるかどうかわからないけれども、それはあるんだと。だけれども、平にちゃんと運んで処分していたんだよと、ここなんだというふうな、ただの名刺でしかないわけですよね。

それをいいことにして、その後はどんどんどんどんと運んだ。「本当に運んで処分場に入れたんですか」なんて言われたら、皆さん、「そいつは何回も保健所に言ってるって。保健所の職員だって見てんだ、ここで」というふうな言い方にしかなりません。これは全国的に有名な話で、処分場に焼却場をつくって、そこでどんどん廃プラを燃やして、それは自社処理するんだよというのは、これは当たり前。でも、やつらは朝早くに狙ってやったんだって。それは現場を見ているし、そのぐらいの配慮というか、見つからないようにしたんだろうなというふうなことなので。一番下です、とにかく。だから、下手なボーリングなんかではひっかからない。

もう一つ言ってしまうと、我々が活動を開始したときに、保健所と相談しながら「ボーリング調査しろ」って言った。3本やれ、5本やれだったんだけれども、3本に値切られたって。保健所が値切ったんだ。おかしいなとは思ったんだけれども。3本に値切られて、もっと条件がついた。深さは10mにしてくださいと。10mだって。底にはつかないよね。焼却灰を入れた深さではなかった。3本のうちの2本は10m。それで、一生懸命粘って、もう1本だけは着岩するようにしてくださいと。そのときの約束では、3本から焼却灰が出たら、ここに恒常的に焼却灰を埋めたんだという証拠にしますと。それが平成12年あたりか、一番先にやったんですよ、そいつは。だけれども、そういうふうな条件がついて、解析もうまくいかなかったものだから、それは問題にならなかった。そのころは、ガスの発生がすごくてね、我々もそばで見ているわけにはいかないようなガスの発生だったんだけれども、そういうことが、それが11年ですよ。11年、12年。そのときの担当者に聞いてみればいい。それが1つ。

それから, 随分前から, 一番簡単な方法は, 水の流れに関して, 「マーカーを流せばいいんでねえの」という言い方をずっとしてきたんですが, 全然うんとは言わない。何か都合悪

いことがあるからうんと言っていただけないのかなと思ったんだけれども、マーカーを流す というのは一番簡単で、それで出なかったら、やっぱり漏れてないんだなと我々は思うわけ ですので、それをやっていただければと思うんです。

評価委員の先生たちに賛同いただければ、ぜひやってもらいたい。そんなにお金かかるわけでもなくて、マーカーを流して、何年か、何年かというか、半年、1年、2年にわたって、きちんと追跡すれば、やっぱり出てないんだ、いいんだこれでというふうになるかもしれない。

焼却灰は完全に埋めてあるので、「それの写真ありませんか」などというふうな下手なことは言わないでくださいね、これは。

どこどこに埋めたというのなら、皆さんは業者からマニフェストを取り上げているわけだから、それを見たらわかるさ。ここのところに何回行っているって。1回も行ってないとなるわけで、ちゃんとこういうところに埋めているんだというのだったら、それを出していただくのが一番いい。

それから、もう一つだけ申し上げます。我々、ここに鈴木さんもおいでになっているんだけれども、「どういうふうにするんだって、いつまでもいつまでも。評価委員会だって30回だぞ」というような話し合いはその都度やっています。

このごろ出てきたのは、完全無害化というのを求めていこうと。完全無害化といったら、 竹対の主任は驚いたというか、そういうふうな顔をなさった。完全無害化を求めていくのは 当たり前だよと。でも、それが難しいのなら、完全無害化じゃなくて、何だっけな、安全無 害化という考え方もあるのではないかって、お話し合いをしました。これが安全無害化だと。 これはかなり譲歩した考え方で、安全無害化。で、安全無害化にしていくにはどうすればい いのよというのは、評価委員の先生たちからもお考えをお聞かせいただいて、それで、何し ろ一番心配しているのは、いつまでかかるのということですよね。いつまでなのやと。我々 は「嘘つき、この」って言われかねない。今のところね。「いつまでかかるかなんてわから ない、そんなこと」っていうふうな言い方しかできないわけで、先生たちにもお考えをお聞 かせいただいて、安全無害化というのはあるかって、それには何年なんだっていうふうなの を示していくことが一つの進歩なのかなというふうには思ったりもしているわけですね。そ のことに関して、委員長からぜひそういうふうな考え方があっていいのかなというお答えを。 この次でもいいんですよ。

- 須藤委員長 閉鎖というかね、これは全てが終わったときには安全無害化されていないといけないですよね。あなたがおっしゃるようにね。それは思います。けど、今の段階で、この議論はまだしにくいですよね。
- 佐藤委員 ちゃんと落ちてるというのは、濃度が下がっているよって。
- 須藤委員長 ええ。少しずつ下がっているじゃないですか。

- 佐藤委員 もはやこれはいいんでねえかっていうのもあります。
- 須藤委員長 それは、最終的にはそうしないといけないと思います。 佐藤委員の御発言は、さっきの附属資料の3つについてはよろしいね、まずはね。理解は していただけたね。いいんですね。こっちの先生にも聞かなくちゃいけないから。
- 佐藤委員 皆さんで、知恵を貸してください。
- 須藤委員長 ええ,その安全無害化も含めてね。それは、今やる議論じゃないよね、ここでね。データもとっている最中だと言っているんだから。
- 佐藤委員 委員長,誰に聞いても,こっちの人たち,誰に聞いても,「いつまで騒いでんのや」っていうふうな話しかねえよ,これは。残念ながら。
- 須藤委員長 今, 手を挙げた岡田先生, どうぞ。
- 岡田委員 資料6ですけれども、写真の2と3のところの脇のところに硫化水素の除去装置がありましたよね。あれはもう撤去されているんですか。撤去されていないのなら、被害に遭っているのか遭っていないのか、ちょっとそのあたりが抜けているのかなと思いますが、把握されておられれば、教えていただきたいんですが。
- 須藤委員長 どうぞ。
- 建入技術補佐 硫化水素の除去装置はそのままございます。稼働していますし、今回の台 風による被害はございませんでした。

被害がありましたのは、ここに記載のとおりの硫化水素ガスのモニタリングステーション 2カ所、電源が落ちちゃったことですね。それから、電力計とか、気象計とか、そういうも のでございました。

- 岡田委員 ちょっと関係して教えていただきたいんですが、硫化水素の除去装置は、あれ は濃度を測定されていましたか。活性炭の手前で流入している濃度は測定されていましたか。 全然報告書には一切記載されていないものですけれども。
- 建入技術補佐 済みません,最近,平成17年度以降も測っているんですけれども,検出されていないので,出ていた時期がいつまでだったのか,ちょっとここに今データがないんですけれども。
- 岡田委員 検出されていないといっても、まだ稼働させているんですか。
- 建入技術補佐 稼働はさせています。使っております。
- 須藤委員長 アウトプットのところで出てこないんじゃない。
- 建入技術補佐 出てこないです。
- 岡田委員 出てこない。それはいい参考データとなるんですよね。発生量がですね。そういうのがね、ちょっと何か報告書の中にでも入れていただくほうがいいと思いますよね。
- 建入技術補佐 わかるように、データはとっておりますので、記載したいと思います。あ りがとうございます。

○ 須藤委員長 ほかの先生いいですか。もういいですか,このぐらいで。この辺の問題は, 佐藤委員のところの話を持ち出しちゃうと,未来永劫ずっとこのことをやらなくちゃいけな くなっちゃうので。今日の段階でこれに踏み込むわけには,ちょっとデータも出ていないの で,行きかねるので,佐藤委員が戻ってきたら,そういうことで,次回以降,その議論は, データがそろってからもう1回議論させていただくということにするので,今のこの周辺の お話は,もう1回,次回の委員会に出してくださいね。そうしないと,データが出ていない のに議論したってしょうがないのでね。

ということで、とりあえずは今日の議論はこの程度にさせていただきたいと、こういうふうに思います。いや、これからやります。とりあえずは、この委員会としてはお伺いをしたということで、後の委員会終了後のコメントについては、1回終了してからやりますので、じゃあ、事務局のほう、1回閉めてください。

○ 司会 長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

議事録につきましては、後日委員の皆様に御確認いただくこととしておりますので、よろ しくお願いいたします。

なお、次回の評価委員会の開催日程等につきましては、委員長と相談の上、改めて御連絡 させていただきます。

以上をもちまして、第30回評価委員会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

○ 須藤委員長 それでは、いつものとおり、傍聴人からの発言の御希望がございます。 鈴木健一さんからの御希望でございますので、鈴木健一さんから御発言をお願いしたいと 思います。

鈴木さん, どうぞよろしくお願いします。

○ 鈴木氏 大変御苦労さまです。

大体, 私の言いたいことにつきましても, 今日の場で大分おっしゃっていただいたなというふうには考えておりますけれども, 簡単に発言をしておきたいと思います。

先ほどマニフェストの話が出ましたけれども、マニフェストは、結局は業者が燃やしたと か隠したとかというようなことで、結果的にはなかったんですよね。なかったんですけれど も、私はね、マニフェストそのものをとっていなかったのではないかというふうに、私自身 はですよ、思っています。

結局、現金のやり取りだけでやってしまっていたのでないかというふうに私は思っております。それは真実性についてはそれはあれですけれども、マニフェストそのものについては、ですから、県も持っていなかったし、業者も持っていなかったというようなことでなかったのかなと。それを隠したとか何とかというような議論もありますけれども、そもそもとっていなかったのではないかという感じがいたします。これは私の私見でございまして、ちょっ

と、今、マニフェストの話が出たので、一言申し上げました。

2001年、平成13年に裁判闘争をやりまして、それで、産廃物の持ち込み停止の仮処 分が決定したということで、それから大体20年という歴史がたっております。

ようやく、今段階、焼却炉につきまして解体撤去作業に入ったというふうなことにつきましては、地元としても歓迎はいたしております。

ぜひ、安全に早くとにかく撤去を進めていただくようお願いしたいと思います。

それで、1月16日、現地で説明会がありました。そのときにも、現地住民として三段池の所有者が説明会に出てきておりました。とぼとぼと歩く状態なんですけれども、この三段池の持ち主につきましては、まあ、いつなんだと。いつまで三段池のほうは、あの敷地の方は返されないでしょうかという、そういうふうなことを言っておりました。ぜひ引き続いて三段池の撤去というふうなことも、ひとつぜひ検討いただきたいというふうに思っております。

ところで、この説明の資料の中に、焼却炉については、処分場隣接するというふうなことを強調しておりますけれども、いろいろ議論ありましたように、県はこれは対象外なんだというふうな、代執行の対象外なんだというふうなことを言っていた。その名残が今でもそこに出ているのかなというふうに思うんです。

そもそも、やはり、私たちは、附帯設備につきましては、処分場の中身であれ、そこに附帯する焼却炉であれ三段池であれ、これは一体のものだというふうな主張をしてきたわけなので、ぜひそういう認識に改めていただきたいというふうに思うんですね。したがって、隣接するからどうのこうのというのは、ちょっと矛盾しているのではないかと、その表現は。そういうふうに思います。

同時に、代執行、今の焼却炉そのものの解体については、やはり代執行として位置づけに なるのかどうなのかというふうなことについても、ちょっとこれはその部分だけは聞いてお きたいなというふうに思っています。

いずれにしても、モニタリングの結果、まだ廃止できる、まだ議論できる状況にはないというふうなことになっております。評価委員会も30回というふうなことでございますので、ぜひ見通しをつけていけるような対策というものが必要なのではないかというふうに思います。

先生方の意見の中にもありましたように、部分的に、例えば部分的にそこにポンプアップでもって浄化するとか無害化するとかというふうな、部分的にやれば意外と時期が早まるのではないかと思うんですね。それと、三段池についても撤去しながら、あれはもうほとんど三段池の効果はありませんので、あれを撤去しながら、部分的なところを浄化していくというふうな、そういう具体的な対策ですね。こういったものなんかもあるんじゃないかというふうに思いますので、その辺にひとつ焦点を絞っていただいて、これから取り組んでいただ

きたいなというふうに思っております。

あそこ、私ども、随分、住民も地権者も亡くなっている人が3分の2ぐらいいますので、 ぜひあの敷地につきまして、やはり、それこそキノコ採りできるような敷地に早くできるよ うに、環境回復をぜひしていきたいと。

私も頭が白くなりましたけれども、死なないうちにぜひ実現していきたいというふうに思っていますので、ぜひ皆さん方の御協力、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○ 須藤委員長 どうも、鈴木さん、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。 ここは質疑応答とディスカッションの場ではございませんので、事務局の方は、今後、今 の鈴木さんの御意見を生かしていただいて、多分、私の理解では代執行でこれをやっている んだろうとは思いますけれども、ここで議論する場ではございませんから、後で、事務局の ほうから鈴木さんのほうに、地元のほうにお答えをいただければよろしいかなと、こういう ふうに思います。

ということで、鈴木さんの御意見はこれで終了させていただきます。

これで全ての今日の議事はこれで終了させていただきます。

長時間にわたり、予定より少し延びましたけれども、これをもって、本日の委員会は終了 させていただきます。

次回については事務局と、それから、今、データをいろいろ分析されているようですので、 その出具合によっては、早めたり、若干時間をいただいたり、いろいろなことがあると思い ますので、もう少し、次回の委員会の日程については調整をさせていただきたいと思います。 先生方、どうもいろいろありがとうございました。

これで終了いたします。

(終 了)